○総務省令第四十六号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十九条の規定に基づき、地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十八日

総務大臣　高市　早苗

地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令

地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第六章　繰延収益（第二十一条～第二十一条の三）	第六章　長期前受金（第二十一条）
［第七章～第十一章　略］	［第七章～第十一章　同上］
附則	附則
（負債勘定の区分）	（負債勘定の区分）
第七条　［略］	**第七条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　次の各号に掲げる負債は、繰延収益に属するものとする。	４　長期前受金（第二十一条第一項の規定により整理されるものに限る。）は、繰延収益に属するものとする。
一　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十六条第一項に規定する、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（以下この条及び第二十一条において「補助金等」という。）をもって償却資産を取得し又は改良した場合における当該補助金等	
二　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により公共施設等運営権を設定した場合において、当該公共施設等運営権の設定の対価として収受するもの	
三　民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者が、同法第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に基づき償却資産を取得し又は改良した場合において、当該償却資産の取得又は改良に要した額のうち当該公共施設等運営権者が負担するもの（同法第十七条第三号に規定する公共施設等運営権の存続期間（以下「運営権設定期間」という。）の終了時において当該償却資産に係る精算金が支払われる場合は、当該公共施設等運営権者が負担する額から当該精算金の額を控除したもの）	
［５　略］	［５　同上］
第六章　繰延収益	**第六章　長期前受金**
（長期前受金）	（長期前受金）
第二十一条　第七条第四項第一号に規定する補助金等の額は、長期前受金勘定に整理するものとする。	**第二十一条**　償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（以下この条において「補助金等」という。）をもって償却資産を取得し又は改良した場合においては、当該補助金等の額を長期前受金勘定に整理するものとする。
［１　略］	［１　同上］
２　長期前受金は、令第二十六条第二項に定める場合のほか、補助金等により取得し又は改良した償却資産の帳簿価額を第八条第三項第二号の規定により減額する場合において、当該償却資産の帳簿価額を減額した額に相当する額に減額する日の直前における当該償却資産の帳簿価額に対する同日の直前における当該償却資産に係る長期前受金の額の割合を乗じて得た額を償却	２　長期前受金は、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十六条第二項に定める場合のほか、補助金等により取得し又は改良した償却資産の帳簿価額を第八条第三項第二号の規定により減額する場合において、当該償却資産の帳簿価額を減額した額に相当する額に減額する日の直前における当該償却資産の帳簿価額に対する同日の直前